

[ 平成24年 9月14日総務財政委員会-09月14日-01号 ]

◆芝田 委員 公明党の芝田です。本日は、この常任委員会、財産活用について、そして人事制度について御質問させていただきたいと思えます。

まず、財産活用についての項目について質疑をさせていただきたいと思えます。

昨今、自治体の経営、大変不況、そしてまた少子高齢社会の中で、どう知恵を出して、そしてまた人・物・金、情報をどう有効活用していくかということが今問われておりまして、その中で、堺市も従来の会計制度を新公会計制度に導入されたわけですが、その目的と、そのメリットについてお聞きいたします。

◎竹下 財政課長 新公会計制度の目的とメリットでございますが、本市では、まず、平成20年度決算より新公会計制度を導入し、財務書類を公表してまいりました。新公会計制度を導入した目的でございますが、現在の官庁会計方式では見えてこなかった減価償却費などのコスト情報や資産や負債のストック情報、これらを明らかにすることで、わかりやすい財政状況の開示に活用することが目的でございます。

また、この新公会計制度の導入に当たりましては、本市では国が示しておりますモデルが2つございます。その中で基準モデルというものを採用しております。この基準モデルにつきましては、保有する土地、家屋など、資産を時価評価する方式でございます。より正確な財政状況が把握できるものというふうに考えてございます。以上でございます。

◆芝田 委員 この新公会計制度は、私も以前総務財政委員会でも質問させていただいて、先ほど答弁いただきました総務省の、ちょうど基準モデルを導入するという、その時期に質問させていただきました。我が党では成山議員が、この新公会計制度をしっかりと進めていくということで、はっきり言いますと道半ばの状況だと思います。特に御存じのように、東京都は隠れ借金が2兆円も、この公会計制度を導入することによって明らかにして、財政状況を立て直したという実績もあるわけです。もちろん当局の方も御存じだと思います。しかしこれからも進めていただきたいと思います。

また、竹山市長も財政の可視化ということで、こういう公会計制度をしっかりと導入して、なかなか自治体の財政状況というのは、民間に比べて難しい、そしてまたわかりにくい、そしてまた、言い方は悪いですが、不正をしようと思えば何ほども、何ほども言うたらいかん、失礼ですが、できるというようなことが指摘をされておりまして、国も、そういった意味ではこういった公会計制度の基準モデル、標準モデルを期限を設定して導入していくという中で、堺市も導入したわけです。

それでは、新公会計制度におけます本市の資産額はどのぐらいになっておりますか、お答えください。

◎竹下 財政課長 新公会計制度における平成22年度末の資産の状況でございますが、資金などの金融資産が約1,400億円、事業用資産やインフラ資産などの非金融資産が約2兆6,600億円となり、資産合計としましては約2兆8,000億円となっております。

います。以上でございます。

◆芝田 委員 2兆8,000億円という、ちょっとなかなか大きな数字でありますけども。それでは、この土地と建物に係る金額はどれぐらいになるか、お答えいただけたらと思います。

◎右川 財産活用課長 公会計上の金額でございますけども、土地につきましては、道路敷等のインフラ資産を除きまして約1兆800億円、また建物につきましては約2,100億円、合わせまして約1兆2,900億円の資産を保有しているということになります。以上でございます

◆芝田 委員 公会計の資産で2兆8,000億円ということと、その中で土地・建物に係る金額ということで、道路、橋梁等、インフラや河川などを除いた金額を今、土地と建物で約1兆2,900億円というふうにお答えになりましたけれども、冒頭言いましたように、いわゆる物・金という中で、特に物ですね、土地とか建物、どう今後、運用、管理、売却をしていくか。以前からももちろんされてたと思うんですが、この辺は今のようになっているか、お答え願いたいと思います。

◎右川 財産活用課長 まず、公有財産の活用ということに関しましては、従前は主に土地の売却や貸し付けということを中心に行いまして、歳入の確保という点に努めてきたところでございます。将来にわたって利用する見込みのない財産につきましては、一般競争による売却を行っておりまして、平成23年度までの間に139件、約136億円の売却収入を得ております。また、当面利用する予定のない財産というものにつきましては、平成19年度から暫定的に貸し付けということを行っておりまして、累計で、今までに約2,600万円の貸付料収入を得ております。

また、財産管理面ということにつきましては、当課で保有しておりました財産データをもとに、所管部局等の連携、協力を得ながら、データの一元化に努めているところでございまして、本年8月には公有財産の現況についてということで、調書として取りまとめを行いまして、現在、市のホームページで公開しているところでございます。以上です。

◆芝田 委員 それなりに貸し付けとか売却とかされているということですけども。そしてまた先ほど述べられました公有財産の現況についてもホームページ上にアップされて、我々も資料見させていただいたんですけども、ただ、なかなか本庁舎で土地がこれぐらい、そしてまた施設がこれぐらいということだけで、これからどうこれを活用していくことが大事なかなというふうに思うんですけども。まず、先ほど御答弁いただいた課長さんも、1年半前に新設になりましたファシリティマネジメントという、そういうとこの責任者で、昨年の総務財政委員会でも、成山議員からもこういったファシリティマネジメントはどういうことですかという中で、こういうデータを一元化するという事も述べられておりましたので、それが1つ、データとしてはなかなかそこからどうなのかというのは、これからなんでしょうけども、1つの区切りを終えたかなというふうに思いますけど。

それでは、このファシリティマネジメントというのはどういう目的で立ち上げられ、そ

してまた1年半が経過いたしましたけども、どのような成果を生んだのか、そしてまた今後の課題についてお答えいただきたいと思います。

◎大植 財産活用課参事 ファシリティマネジメントについての立ち上げ目的とこれまでの成果、また課題についてですが、これまでの売却や貸し付けによる財産活用では、歳入面において一定の効果を上げてまいりました。しかし、市民ニーズが多様化しており、今後の財政運営でも厳しさが増していくものと考えられます。

公共施設による影響やコスト削減、環境保全、安全性の確保等の問題に直面するものと考えています。このような課題に対処するために、土地や建物など経営資産を捉まえる視点から、最適な高価な財産の維持保全、管理、活用を総合的・計画的に推進するということがファシリティマネジメントの目的であります。

これまで公有財産データの整理と一元化に努めたほか、全所管部局への調査により、現在、未利用・低利用になっている財産を洗い出し、その利活用案を検討しているところでございます。これらの取り組みの中で、長年未利用であった財産について、用途の決定や転用が図られたことなど、未利用、低利用財産の利活用の一定の成果が出てきております。

ファシリティマネジメントを進めるに当たっては、各組織や共通の認識と共通の目的のもとに取り組むことが必要であり、そのことを全庁的に徹底していくことが課題であると考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 目的の中で、お答えの中で、いわゆる土地や建物など経営資産と捉える観点から、今後のことで適切で効率的な財産の維持保全、そして管理、活用、総合的、計画的に推進するために立ち上げられたということでございます。まさに、どう有効利用、そしてまた活用してなかったらどう活用するか。そしてまた所管で目的が果たせない場合は、どうその他の所管に譲渡するかというようなことも、それを計画的に、また総合的にしていくということです。この辺はもちろん私も納得するわけであります。

そしてまた課題におきましては、各組織が共通の認識と共通の目的のもとに取り組むことが必要であり、そのことを全庁的に徹底していくことが課題であるということで、先ほど目的の中にありましたように、1つの部署だけではなかなか前に進まない。また、そこを全庁的に横ぐしを入れないと、やはり有効利用はできないということだというふうに思いますが、そのために課題等上げられました点におきまして、どのように取り組んでいられるおつもりでしょうか。

◎大植 財産活用課参事 これまでの財産管理活用では、行政需要の増大に伴う施設の新築と老朽化に伴う建てかえを重要な柱として、所管部局は個々組織単位でそれぞれ適切な施設の整備に取り組んできました。しかし、今後は行政ニーズの多様化に依って、施設の長寿命化や転用、集約化といった既存施設をより一層有効活用する施策に方向転換していくことが社会的な要請となっています。

堺市全体として、将来、未来の市民を対象に適切な施設のあり方を検討していかなければなりません。そのためには各組織が共通の認識と共通の目的のもと、部局横断的に取り

組んでいくことが重要と考え、組織全体に横ぐしを入れる役割として、平成24年7月に堺市公有財産管理・活用庁内委員会を設置いたしました。以上です。

◆芝田 委員 今、答弁の中で施設の長寿命化や転用、集約化というようなくだりがございましたけども、きょうの我が公明党の機関紙ですが、公明新聞で記事が載っております、千葉県の市川市のクリーンセンターを視察した内容なんですけど、来年に建てかえる予定だったそうであります。そういった中で老朽化した基幹設備の交換、改修することによって、操業期間を10年延ばす工事が今行われていると、そういうところを視察されたわけでございます。

ここにございますように、建てかえには400億円の費用がかかりました。操業期間は20年ということで、1年当たり20億ということでございます。しかし、長寿命化工事により、約55億円の費用で10年延ばすことができるというような内容の記事が載っております。いわゆる55億円の費用で10年ということは5.5億円、まさにこの20億と5.5億というのは比較ではそうなんですけど、それ以外に、最新の施設にすれば環境に優しいとか、また、いろんな面で効率化するというのもあるので、なかなかそこは20億対5.5億の比較には私も結論づけたくはありませんが、ただ、どの自治体も財政逼迫している中で、やはりこういった長寿命化という施設、そしてまたこういった建物を効果的にしていくということが特に大事だというふうに思います。

また、ある資産でも、いわゆる早目に手を入れればコスト削減につながるというようなものが、いろんな記事が載っております。もちろん当局の方は御存じやと思いますので、ファシリティマネジメントが、しっかりこの辺も情報を収集しながら、先ほどの答弁でありました、この7月に設置されました堺市公有財産管理・活用庁内委員会でしっかり議論をして、前に進めていただきたいと、そのように思います。

それでは、堺市公有財産管理・活用庁内委員会が7月に設置された、その委員会の概要について、簡単にお示しください。

◎大植 財産活用課参事 本委員会では、庁内連携を要する施設の再配置及び統廃合、多目的への転用、売却、貸し付け等の利活用などを所掌事務としております。また、副市長をトップに、委員を局長級で構成し、トップマネジメントにも直結した組織としたこと、さらに委員会の円滑な運営を図るために、課長級で構成する幹事会を設置したことにより、全庁横断的な取り組みが可能になるものと考えております。

本市が安定した財政基盤のもと、持続的に発展的にしていくために、本委員会において本市のファシリティマネジメントの基本的な考え方を今年度末までに取りまとめ、未利用、低利用、財産の利活用案を審議していきたいと考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 ここで1つ要望なんですけど、こういう全庁的な会議体が設けられるということでございますけれども、やはり本当に全庁が力を入れていただきたい。ファシリティマネジメントの部署の正規職員の方は5名もないというふうにお聞きしておりますし、また先ほど言うように、1つの長寿命化を上手にやっていけば、目に見えた効果というの

は、金額として表示されるわけでありますので、その辺、上司の方、また局長、また理事の方も、何とぞしっかり後押しをしていただきたいというふうに思います。

それでは、ちょっとここで観点を変えまして、特に一年半前の3. 11のことをよく言われておりますが、やはり防災・減災という観点から、本市の公共施設はしっかり見直していかなければならないと、そのように思うわけですが、その観点から、このファシリティマネジメントの手法の中にどう生かしていくおつもりなのか、ここも簡単にお答えいただきたいと思います。

◎大植 財産活用課参事 今後、集中して更新の時期を迎える公共施設への対策には、大きな財政負担が予想されます。また、市民ニーズの変化への対応も必要となります。関係部局と横断的に連携し、他の計画との整合も図りながら、防災・減災の観点から施設のあり方を検討していきたいと考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 そしてまた、今年度中に施設等整備活用計画、いわゆるファシリティマネジメント手法による施設整備や再編計画の基本的な考え方が策定されるということでございます。そういった意味では、しっかりここにもこの防災・減災、また長寿命化、いろんな懸案をしっかりと、先ほどの全庁的な委員会で議論していただきまして、前に進めていただきたいというふうに思います。

最後の質問でございますが、この施設等整備活用計画の中で、今考え方が示されるとお聞きしておりますけれども、いわゆる数値目標とか具体的な工程表等のその中には入るのかどうか、お聞きしたいと思います。

◎大植 財産活用課参事 ファシリティマネジメントを計画かつ効率的に実施して、本市の安定した財政基盤と持続的な発展につなげていくためには、その取り組みの数値目標や工程は必要な要素であると認識しております。堺市公有財産管理・活用庁内委員会において、その点もしっかりと議論していきたいと思います。よろしく申し上げます。

◆芝田 委員 最後、要望ですが、やはり数値的な目標とか、そしてまた工程表、その中にしっかりと、全てとはなかなか難しいでしょうから、今年度中ですから、あと半年しかないわけですから、そういった意味では、しっかりこの辺も盛り込んでいただいて、本市内の財産活用を有効的に活用していく、そしてまた利用していくということで、よろしくお聞きしたいと思います。

私も車で登庁させていただいておりますけど、中央環状線でも土木の所管している事務所があって、余り人がおれへんなというようなことを思ったら、この間、ヒアリングしている中で、やあ、あそこはちょっと別のところで使わせていただくというような、そういうことも徐々に進んでいるようにお聞きしております。しっかり有効に、今後も財産活用していただきますよう要望いたしまして、この項目の質問は終わります。ありがとうございます。

◆芝田 委員 お疲れさまでございます。ことしは日本列島一番雷も多いということで、集中的豪雨もあるということで、私の質問、市長、聞いていただきたいんですけども、急

な場合は現場に行っていただきたい。抜けていただいても、委員長の判断でしていただきたいと思います。

午前中は財産活用についてということで、1つ、人事制度について項目が残っておりますので、これからさせていただきたいと思います。

堺市の職員は、大体6,000人ぐらいというふうに私らは認識はさせていただいているんですけども、エレベーター乗っても、また階段等で会っても、この方が正規の職員さんなのか、またアルバイトの職員さんなのか、また嘱託の人なのかという、わからない状況なんですけども、本市内におきまして、非正規職員を含めた職員の全体の人数構成と任用形態ごとの内訳をお示しください。

◎比嘉 人事課長 平成24年4月1日現在の本市職員の任用形態ごとの人数でございますけども、常勤職員が5,561人、任期付短時間勤務職員が169人、再任用短時間勤務職員が630人、再雇用職員が472人、非常勤職員が520人、短期臨時職員が877人となっております。以上でございます。

◆芝田 委員 常勤職員さんが5,561名ということで、今確認をさせていただきましたけども、非正規職員さんが多いわけですけども、以前よりは多分ふえていっていると思うんですけども、どういう位置づけで、そういった方を任用され、また具体的にはどのような仕事をされるかお答えください。

◎比嘉 人事課長 まず、任期付短時間勤務職員でございますけれども、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして、一般職の地方公務員として任用するもので、一定の期間内に事業が終了する場合や業務量の増が見込まれる場合、あるいは住民サービスの充実を図る場合に、任期を定めた任用を行うもので、本市におきましては生活保護のケースワーク業務や市債権の回収業務等に従事していただいているところでございます。

それから、再任用短時間勤務職員でございますけれども、こちらにつきましては、地方公務員法の第28条の5に基づきまして、定年退職等をした職員を任期を定めて短時間の勤務の職に一般職の地方公務員として任用するものでございます。本庁や区役所の窓口職場等、これまで培っていただいた経験を生かすことができる業務に従事していただいているところでございます。

それから、再雇用職員でございます。こちらにつきましては地方公務員法第3条第3項第3号に基づきまして、さきの再任用短時間勤務職員に準じまして、特別職の地方公務員として任用するものでございます。再任用短時間勤務職員と同様の業務に従事していただいているところでございます。

それから、非常勤職員でございますけれども、こちらは地公法の第3条第3項第3号に基づきまして、特別職の地方公務員として任用し、相談員や調査員等の資格や専門的知識を要する業務に従事していただいているところでございます。

最後に、短期臨時職員でございますが、こちらにつきましては地公法の22条2項に基

づきまして、臨時の職に一般職の地方公務員として任用するものでございまして、各所属におけます事務の補助でありましたり、教育委員会の学校園の介助等への業務にも従事していただいているところでございます。以上でございます。

◆芝田 委員 今、御答弁で非正規職員のさまざまな雇用の形態とか、それ以外の情報もいただきましたけども、その割合はどのような変遷をされているか、お答えください。

◎比嘉 人事課長 割合でございます。10年前の平成14年4月時点で、常勤職員の割合が82.5%、非正規の職員の方の割合が17.5%でございました。その後、18年4月の時点で常勤職員の割合は77.8%、非正規の職員の割合が22.2%となっております。それから、24年4月、この4月でございますけれども、その時点で常勤職員の割合が67.6%、非正規職員の割合が32.4%となっております。以上でございます。

◆芝田 委員 今お示しのとおり、この4月現在では常勤職員の割合が67.6%、そして非正規の職員の割合が32.4%ということで、年々常勤職員の割合が減っているということでございます。そういった非正規職員がこのように増大している原因はどこにあるのか、当局の見解をお示しください。

◎比嘉 人事課長 これまで実施してまいりました要員管理の徹底によりまして、これまでの常勤正規職員が行ってきた仕事の内容を吟味いたしまして、その担い手を精査し、積極的に多用な雇用形態の活用を図ってまいったというところでございまして、その職員数の適正化を進めてきた結果であろうというふうに考えてございます。以上でございます。

◆芝田 委員 職員数の適正化ということで、時代背景、そしてまたその仕事を吟味して、これはアルバイト職員でも、でも言うたら失礼ですけど、アルバイト職員さんにやっていただこうと。また、嘱託の職員さんにしていただこうというふうなことで、私の質疑の前にも要員管理の議論もあったわけですけども、時代の流れ、そして大変厳しい市政の運営の中で、ある程度しようがないかなというふうに、私も理解はさせていただいておりますけども。

このアルバイト職員という一般的に言われております短期臨時職員さんなんですが、いろいろ御相談も受けて、堺市の仕事をさせていただいて充実しているということですが、なかなか長く勤められないというような相談を受けるんですが、その辺はどのような点を指して言われているか、御説明ください。

◎比嘉 人事課長 地方公務員法におきましては、短期臨時職員の任期は更新を定めて、最長1年ということになってございます。一度退職した短期臨時職員の方を再度任用することとなった場合は、雇用契約が一旦終了しているという判断が必要でございまして、本市におきましては2カ月をあけるといってございまして、2カ月間の期間があれば、月末締めで翌月実績で支給される賃金の支払いが次の月はないという月がございまして、雇用契約の終了の判断ができるという形の運用を行っているところでございます。

この運用につきましては、昭和63年に出されました旧労働省の労働基準局長の通達の

趣旨を踏まえたものでございます。以上でございます。

◆芝田 委員 よく2カ月ルールというか、答弁でもありましたように、月末締め翌月20日ということで、例えば4月末でやめられたら5月20日にお金をいただいて、6月はそのまま休んで7月からということですが、この運用が昭和63年ということで、大分古い旧労働省の労働基準局長の通達ということでありますけれども、これ2カ月たって、またアルバイトとして堺市のお仕事をするのに、同じところにはまた勤められないというようなこともお聞きしておりますが、そのルールというのは法律等に基づくものか、お示しください。

◎比嘉 人事課長 2カ月経過後に同一の方が同一の所属で雇用することができないというルールにつきましては、これは本市の独自の運用でございます。以上でございます。

◆芝田 委員 独自のルールということでありますけれども、先ほどの話の中で、非正規の割合がふえている。もちろんアルバイト以外の非正規の方は、先ほどの答弁にあるように、おられるわけですが、この2カ月ルール、いわゆるまた同じところに勤めたくても、そしてまた現場で皆さん方がいろんなチームでやっている中で、この子はよくできる、また戻ってきてほしいというても、それが本市の独自の運用のルールで、そこがだめだというふうにあるわけですが、このルールは実際堺市にとって、私はメリットよりもデメリットが多いと思うんですが、皆さん方、当局が考えるメリット・デメリットについて見解をお示しください。

◎比嘉 人事課長 メリット・デメリットでございます。経験と知識を有する同一の方を雇用すれば、一から仕事を教えるという必要もなくなりますので、効率的で効果的という面でメリットがあるということは理解してございます。その反面、同一の方を雇用するという事は、新たに任用を希望されている方を雇用がされないということも考えられまして、雇用機会の均等の保障ということができないというか、保障がされなくなるということに加えて、人材の硬直化といいますか、そういうことを招くというおそれもあるということがデメリットとして考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 他市ではこの辺の、2カ月ルールと勝手に私が言っておりますけれども、これをもっと短くしている、また新たに雇用されても同じ職場に戻るという、そういった任用されている市というのはあるんでしょうか。

◎比嘉 人事課長 他市におきましては、さまざまな運用がなされているようでございまして、それぞれ弾力的な任用が行われているというふうに理解してございます。以上でございます。

◆芝田 委員 しっかりそこを調査もして、そしてまたよく市長が言われる人・物・金・情報という、その中でも、やはり多分市長と同じだと思いますが、人が一番大事であるし、育成もしていかなあかんし、また最大限に可能性の秘めた我々でありますので、それが正規であろうが非正規であろうが、やはり十分に力を発揮して、そしてまたその職場で活性化していくということが大事な視点であると思いますので、この辺はしっかり調査して、



独自の運用ルールも改善に結びつけていただきたいないうふうに要望させていただきます。

また、短期臨時職員が、先ほどの最高1年、6カ月で更新で1年ということですが、それ以上ある、特に3年あるというような職種の方もおるんですが、この辺について、どういった職種がその辺に当たるかお示してください。

◎比嘉 人事課長 3年ということでございますけども、本市の保育士の短期臨時職員の方につきましては、構造改革特区法の第24条の適用を受けまして、地方公務員法の例外としまして、3年を超えない範囲内に限り、6カ月を超えない期間で更新することができるという形で運用をさせていただいております。以上でございます。

◆芝田 委員 1年を超えて、3年お勤めになると。保育士さんですから、より専門的なことだと思いますが、ここは国の特別法ができて、その適用を受けてされているわけですが、そういった意味では、弾力・柔軟にすることが、ますます自治体のいろんな権限が、また国の法律とかしんしゃくして、運用できれば、それはやはり皆さん方にとってもいいし、市民にとってもいいというふうに思います。

この保育士さんの例なんですけど、聞くところによりますと、和泉市さんは賞与も出るというようなこともお聞きしてるんですが、その辺、当局はどこまで把握されておりますか。

◎比嘉 人事課長 ただいま委員のお示しの和泉市さんの例でございますけれども、和泉市さんにおかれましては、手持ちの資料によりますと、特別賃金という名称で、夏季特別賃金、それから年末特別賃金というような賃金が支給されているというふうにお聞きしております。以上でございます。

◆芝田 委員 こういったことも堺市は、多分賞与を出されてないと聞いておりますので、しっかり検討していただきたいなというふうに思います。

また、昨年文教常任委員会でも、いわゆる学校の特別学級等の介助員等の短期臨時職員さんの場合は、先ほど言いましたように、1年しか更新してもできないと。2カ月たって、同じ学校には介助員としてのお仕事ができないと。障害児、いわゆる発達障害とか、いろんな障害をお持ちのお子さんの面倒いうか、教育一緒に携わった中で、より専門性があり、資格がなかったらできないという介助員さんですし、また、障害児とのつながりがある、それは本当に、文教委員会でも言いましたように、ちょっとそれはルールが、現場をわからない、ひとり歩きしてるなということ指摘もし、要望もさせていただいたわけでありまして。そういった意味では、この辺も含めて、市長もおられますので、人事に強い、また人事に詳しい竹山市長さんでありますので、しっかりこの辺も改善をしていただきたいと思います。

最後に質問ですが、非正規職員にとって働きやすい職場、やりがいのある職場というのはどういうものか、お聞かせください。

◎比嘉 人事課長 一般的なお話になりますけども、市の仕事は全て市民のための仕事というふうに考えますれば、どのような職でありましても、目標を持って、全体の奉仕者としての自覚と誇りを感じられることができるという仕事や、そういう職場環境をつくる

ことが、やりがいという面で大事であるというふうに考えてございます。以上でございます。

◆芝田 委員　最後に、正規の職員、そしてまた非正規の職員さんも、やはりしっかり持ち場で仕事を頑張っていて、またそこで自己実現も進めていただいて、そして、それが堺市政の発展、そしてまた市民のいろんな面の幸福につながるよう要望いたしまして、質問をさせていただきました。ありがとうございました。